

目 次

令和 2 年度
第 3 回いわき市地域自立支援協議会資料

日時：令和 2 年 12 月 9 日（水） 資料発出

文書開催

1 報告事項について

項目	資料No.	頁数
(1) 「いわき市地域自立支援協議会からの提言受理後ワーキンググループ」進捗状況について	資料 1 ・ 2 別 冊 1	1 頁
(2) 第 5 次いわき市障がい者計画等の策定作業について	資料 3 ・ 4 ・ 5 別 冊 1	4 頁
(3) 令和 3 年度以降の各専門部会等の運営(案)について	資料 6 ・ 7	7 頁

2 協議事項について

項目	資料No.	頁数
(1) 令和 3 年度自立支援協議会全体会（案）について	資料 8 ・ 9	9 頁

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

「いわき市地域自立支援協議会からの提言受理後ワーキンググループ」進捗状況について

1 ワーキンググループ（以下WG）発足の経緯について

(1)令和元年東日本台風の発生後、いわき市地域自立支援協議会、各障害福祉サービス事業所及び障がい福祉課で、主に障がい者（児）に対するこれまでの災害対応について課題抽出を行い、意見を取りまとめたことから、障がい者等が災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるよう、課題と考えられるものに対する対応策について、自立支援協議会から市への提言書として提出された。

(2)障がい者（児）への災害対応については、行政関係課だけでなく、関係機関との共通認識と協力が不可欠であることから、市関係課だけでなく、自立支援協議会の代表など関係団体の方々にも参加していただき、WGを設置し、令和2年中を目指して、提言事項に関する具体的な協議を実施するものとした。

【WGメンバー】

●市関係課： ①保健福祉課 ②障がい福祉課 ③介護保険課 ④危機管理課

※⑤地域包括ケア推進課⑥河川課 ⑦消防本部[総務課、警防課]

（※：協議案件に応じてスポット参加）

●関係団体等： ①自立支援協議会 ②県老人福祉施設協議会特養部会いわき支部

③NPO法人地域福祉ネットワークいわき

2 提言事項（全10項目）について

1 福祉避難所の開設時期や設置内容

2 一般避難所の質の向上

3 避難行動要支援者名簿の整備と運用方法

4 市からの災害関連情報の伝達方法

5 各事業所等における災害時対応マニュアルの整備や避難訓練 10 提言具現化のための組織の設立

3 WG協議内容について（11/26 第4回会議後時点）

(1)優先して取り組むべき事項

◎障がい者（児）等（要配慮者）について、逃げ遅れを出さず、命を守る適切な避難行動がとれることを最優先とし、【平常時】と【発災前】の動きが重要と考えらえることから、第1回会議にて、下記の3点を優先協議事項とした。

ア 事業所間の連携・備え・指針（事業所間の相互支援体制の構築、非常時体制の明確化等）

イ 避難行動要支援者名簿（新規登録の促進、登録情報の確認・更新と共有範囲の検討、実効性の検討等）

ウ 福祉避難所（開設場所、開設時期、対象者、人員配置、資機材配備、報酬体制、移送方法の検討等）

(2)協議内容（会議での意見を踏まえた要点）

ア 事業所間の連携・備え・指針について

① 情報集約と情報共有（ツールの作成）

② コーディネート機能（ツールを活用した人材及び物資のコーディネート機能）

・被災した事業所の速やかな情報集約と、サービス利用者への対応可能となるスキーム作成の必要性。

特に、小規模法人や、事業所団体非加盟事業所の互助支援体制の構築と支援が必要。

・自立支援協議会より、地域生活支援部会の事業所連絡会で事業所間のメーリングリストの作成。

・各法人単位での情報集約を始め、事業所団体、事業所連絡会の丁寧な連動で、災害時に向けた平時の取組みを形成する。

・事業所への協力勧奨やコーディネート機能の検討等、継続した議題は自立支援協議会での協議を検討。

イ 避難行動要支援者名簿について

①名簿の周知、勧奨、更新、情報共有の検討

- ・登録が見込まれる要配慮者について、様々な関係者からの勧奨が必要。
- ・常に最新とし、情報開示同意を得られるよう、定期的な勧奨通知を送付すると共に、【避難行動要支援者全体計画】より、各関係機関の役割分担を周知する必要性。
- ・支援者の有無によって個別避難計画の活用度が変動すると思われるため、支援者不在の方について、関係機関のアウトリーチ等の業務分担が必要。
- ・現状の名簿提供先以外の機関や地域への提供は、条例で個人情報取り扱いにも係ることから、必要性を鑑みて慎重に検討。

②名簿活用の実効性の検討

- ・地区の避難訓練での活用
- ・地域の防災会議や地域ケア会議等での活用
- ・名簿登録者をはじめとした要配慮者への理解促進

ウ 福祉避難所について

- ・開設時期、開設場所、人員配置、物資配備、移送方法の確保、通所等サービス提供事業所一時避難場所としての想定など、現状と課題について協議。
- ・福祉避難所の開設実績が無いことから、避難訓練及び開設シミュレーション実施の検討。
- ・協議内容を踏まえ、府内関係課で継続した検討を要する。

4 進捗状況と今後の予定

時期	実施事項	対象	備考
7月	WG関係課に対する事前説明。 関係課は関係する提言事項について事前検討。	・障がい福祉課 ・WG関係課	
7月 8月 8月	①副市長レク(7/30) ②市長レク(7/31) ③市長提言(8/7)	・市長 ・同席者 ・提言者	・報道機関投げ込み
8月 24日	第1回目会議 ・目的、協議内容、スケジュールの共有 ・提言内容の確認と実現性見通しの把握、優先協議事項の振り分け	・WG関係課 ・民間関係団体	・提言内容ごとに【着手状況】、【課題や取り組むべき内容】、【意見・提案】を共有。
9月 29日	第2回目会議 ・前回会議で出された確認事項の共有 ・優先協議事項の協議	・WG関係課 ・民間関係団体	・前回協議内容を担当部署で確認し持参 ・進行状況整理
10月 30日	第3回目会議 ・前回会議後の状況確認・進捗状況共有	・WG関係課 ・民間関係団体	・各事業所団体や関係機関の実動性の把握等
11月 26日	第4回目会議 ・前回会議後の状況確認・進捗状況共有 ・継続案件の対応要否検討	・WG関係課 ・民間関係団体	・未協議事項や継続内容の協議 ・まとめに向けた協議
12月 25日 予定	第5回目会議（まとめ） ・対応取り組み状況評価 ・継続案件の対応要否確認	・WG関係課 ・民間関係団体	・終結 ・WG取りまとめ内容について自立支援協議会及び市へ報告

各サービス提供事業所の動き

福井道場（非営利）の歴史

避難所開設の事前取組み

- 周知。庄報

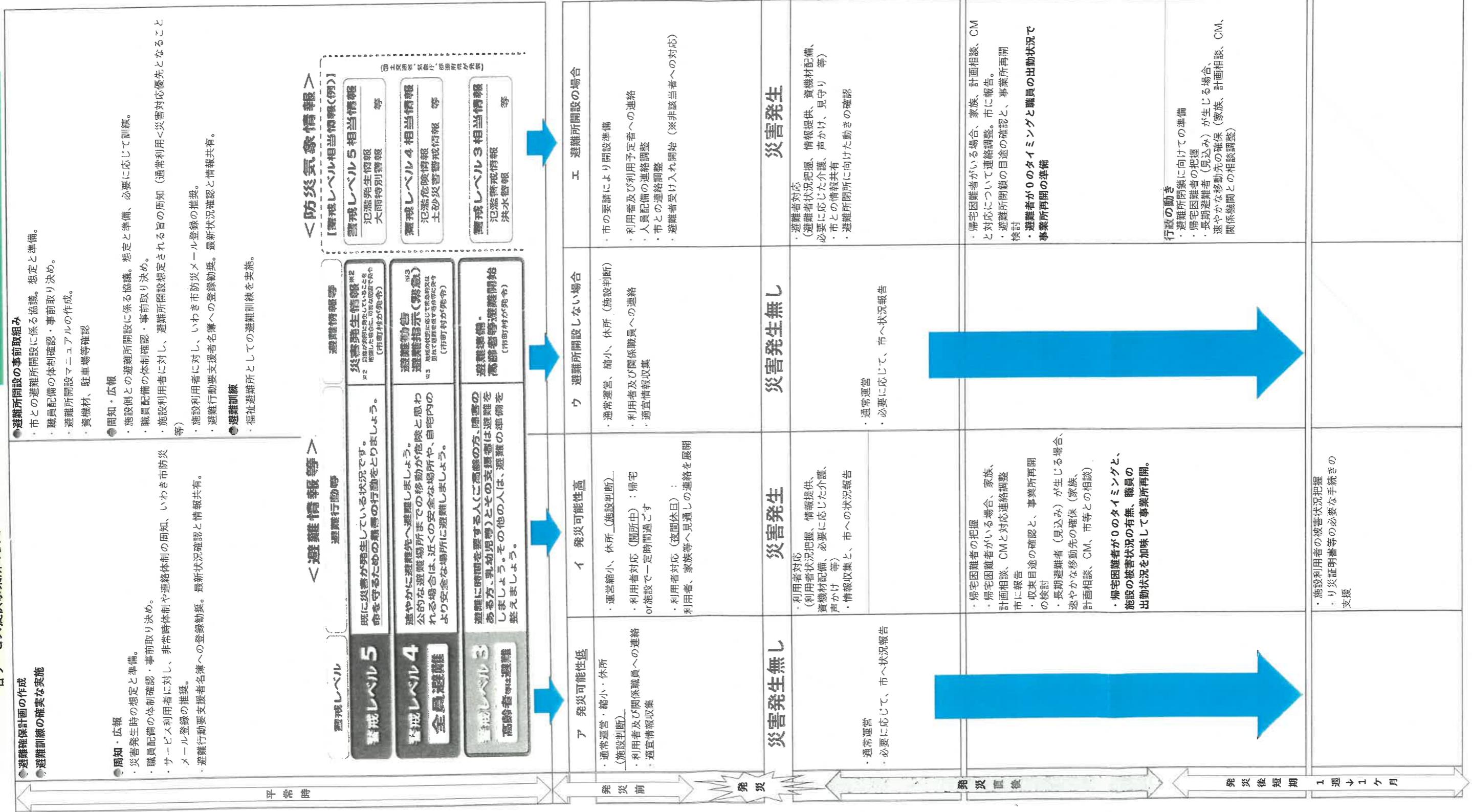
- #### ・ 災害発生時の想定と準備

- 職員配備の体制確認

- ## ・サードストリート利用者に対する評議

- 選舉行動委員會選舉名簿

- 母媛之勤安又拔旨



第5次いわき市障がい者計画等策定(素案)の概要

1 計画策定の趣旨

計画期間の満了から次の3つの計画について、計画の策定を行う。

(1) 第5次市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画。現計画の期間は、平成26年度から令和2年度までの7年間であるが、障害福祉計画及び障害児福祉計画と終期を統一させる観点から、令和3年度から6年間の第5次市障がい者計画を策定する。

(2) 第6期市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るために計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられているもの。

現計画の期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間であることから、令和3年度から3年間の第6期市障害福祉計画を策定する。

(3) 第2期市障害児福祉計画

児童福祉法の改正（平成30年4月1日施行）に基づき、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害児通所支援等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るために計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられている。

現計画の期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間であることから、令和3年度から3年間の第2期市障害児福祉計画を策定する。

2 計画策定のポイント

(1) 第5次市障がい者計画

- ・6つの「基本目標」及び「施策分野」については変更せず現計画を継承する。
- ・「基本理念」、「計画における4つの視点」及び「各分野に位置づけられる施策の基本的方向性」について、法令等の改正や国の第4次障害者基本計画などの「国等の動向」、感染症対策等を踏まえた「社会情勢の変化」、各種調査結果からみる「地域課題の変化」等を考慮し、加除修正を行う。

(2) 第6期市障害福祉計画・第2期市障害児福祉計画

- ・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」（令和2年5月19日付厚生労働省告示第213号）に基づき「成果目標」及び「必要な見込量」及び「提供体制の確保に係る目標」を定め策定を行う。

3 主な改正点等

(1) 第5次市障がい者計画

基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現 … (変更)

勘案すべき国等の動向：国の第4次障害者基本計画及び市地域福祉計画の基本理念の反映

計画における4つの視点

視点1 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 … (追加)

視点2 本人中心の総合的な支援 … (修正)

視点4 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進 … (追加)

勘案すべき国等の動向：国の第4次障害者基本計画の横断的視点の反映

施策の基本的方向性

【施策分野 啓発・広報】

ア 『共生社会』の理念普及 … (変更)

勘案すべき国等の動向：本市基本理念の反映

ウ 情報アクセシビリティの向上 … (変更)

勘案すべき国等の動向：国の第4次障害者基本計画の基本的な方向の表現反映

【施策分野 生活支援】

ウ 障がい福祉サービス等の質の向上 … (変更)

勘案すべき国等の動向：国の第4次障害者基本計画の基本的な方向の表現反映
：障害者福祉計画における新たな成果目標としての設定

キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化 … (変更)

勘案すべき地域課題の変化：地域生活支援体制の整備実施に伴う体制強化の必要性

※上記以外の施策名称自体に変更がない項目についても、施策の詳細な内容（重点施策等）部分に、法令等の改正や社会情勢の変化等を反映

(2) 第6期市障害福祉計画・第2期市障害児福祉計画

- ・基本指針の改正に伴う新たな成果目標の設定

→相談支援体制の充実・強化等

→障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・地域ごとの現状を把握し、適切なサービスを提供できるよう
アンケート調査結果も踏まえながら障害福祉サービス等の見込量について、
7圏域ごとに分析を行い、総合的に算出。

第5次いわき市障がい者計画の施策体系

【基本理念】 「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」

【基本目標】

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであること。
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会を確保すること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁を除去すること。

計画における4つの視点

【視点1】 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

- (1) 「共生社会」の理念普及
- (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- (3) 障がいを理解するための福祉教育の推進
- (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- (5) 就業支援及び生活支援施策の推進
- (6) 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

【視点2】 本人中心の総合的な支援

- (1) 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- (2) 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- (3) 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- (4) 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
- (5) 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- (6) 多様な就労の場の確保

【視点3】 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

- (1) 障がい福祉サービス等の質の向上
- (2) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防
- (4) リハビリテーションと医療の充実
- (5) 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
- (6) 社会的及び職業的自立の促進

【視点4】 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進

第5次障がい者計画は、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

6つの施策分野

啓発・広報

- ア 「共生社会」の理念普及
- イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進
- ウ **情報アクセシビリティの向上**
- エ 障がいを理解するための福祉教育の推進
- オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- カ ボランティア活動の推進
- キ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

生活支援

- ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- ウ **障がい福祉サービス等の質の向上**
- エ 地域移行及び自立生活への支援の推進
- オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の**強化**
- ク 共生型サービス提供体制の整備

保健・医療

- ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
- イ 障がいの原因となる疾病等の予防
- ウ リハビリテーションと医療の充実
- エ 精神保健福祉の推進
- オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

生活環境

- ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- イ 地域における暮らしの場の確保
- ウ 施設等における安全体制の確保
- エ 災害発生時における支援体制の確保
- オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

教育・育成

- ア 一貫した療育支援体制の充実
- イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ 社会的及び職業的自立の促進
- オ 生涯学習活動の充実

雇用・就業

- ア 就業支援及び生活支援施策の推進
- イ 多様な就労の場の確保
- ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実
- エ 福祉的就労の充実

※ 赤字が今回修正を加えたもの。

いわき市障がい者計画新旧対照表

第4次いわき市障がい者計画(旧)	第5次いわき市障がい者計画(新)
<p>【基本理念】 すべて市民が、<u>相互の人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現</u></p> <p>【基本目標】 (略)</p> <p>【計画における4つの視点】</p> <p>視点1 アクセシビリティの向上</p> <p>(1) 「共に生きる社会」の理念普及 (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実 (3) 障がいを理解するための福祉教育の推進 (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 (5) 就業支援及び生活支援施策の推進 (6) 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興</p> <p>視点2 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援 (略)</p> <p>視点3 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供 (1) 障がい福祉サービス等の充実 (略)</p> <p>視点4 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携 (略)</p> <p>【6つの施策分野】</p> <p style="text-align: center;">【各分野に位置付けられる施策の基本的方向性】</p> <pre> graph LR A[広報・啓発] --> B["「共に生きる社会」の理念普及 障がい特性に配慮した一層の理解促進"] A --> C["多様な媒体を活用した啓発・広報の推進 (略)"] D[生活支援] --> E["意思決定支援に基づき相談支援、生活支援体制の整備 障がい者ケアマネジメント体制の確立 (略)"] D --> F["障がい福祉サービス等の充実 (略)"] F --> G["地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備 (略)"] </pre> <p>(略)</p>	<p>【基本理念】 すべて市民が、<u>相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現</u></p> <p>【基本目標】 (略)</p> <p>【計画における4つの視点】</p> <p>視点1 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>(1) 「共生社会」の理念普及 (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実 (3) 障がいを理解するための福祉教育の推進 (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 (5) 就業支援及び生活支援施策の推進 (6) 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興</p> <p>視点2 本人中心の総合的な支援 (略)</p> <p>視点3 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供 (1) 障がい福祉サービス等の質の向上 (略)</p> <p>視点4 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進 (略)</p> <p>【6つの施策分野】</p> <p style="text-align: center;">【各分野に位置付けられる施策の基本的方向性】</p> <pre> graph LR A[広報・啓発] --> B["「共生社会」の理念普及 障がい特性に配慮した一層の理解促進 (略)"] A --> C["情報アクセシビリティの向上 (略)"] D[生活支援] --> E["意思決定支援に基づき相談支援、生活支援体制の整備 障がい者ケアマネジメント体制の確立 (略)"] D --> F["障がい福祉サービス等の質の向上 (略)"] F --> G["地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化 (略)"] </pre> <p>(略)</p>

令和3年度以降の専門部会等の運営について（案）

いわき市地域自立支援協議会は、全体会のほか、運営会議、専門部会及び地域会議等の下部組織により構成されておりますが、前回全体会において、専門部会等の下部組織の目的を明確にして運営すべきであるとの指摘があったこと等を踏まえ、専門部会等の運営について見直したいと考えております。

次のとおり、現時点での見直し案を提示いたしますので、御確認くださるようお願いいたします。（次回以降の全体会において協議いただく予定です）

1 専門部会等の現状と課題について

- (1) 成果評価が不十分なまま課題が深掘りされ、専門部会等の存続及び増設が続いている。（令和2年12月1日現在、4つの専門部会のほか、専門部会準備会及び検討チームを1つずつ、10事業の事業所連絡会を設置）
- (2) 地域福祉力を向上させるための事業所間の連携・互助が十分ではない。
- (3) 専門部会等の設置数が増加したことにより、基幹相談支援センター及びいわき障がい者相談支援センターの事務的負担が増大し、地域会議の開催に支障が生じている。

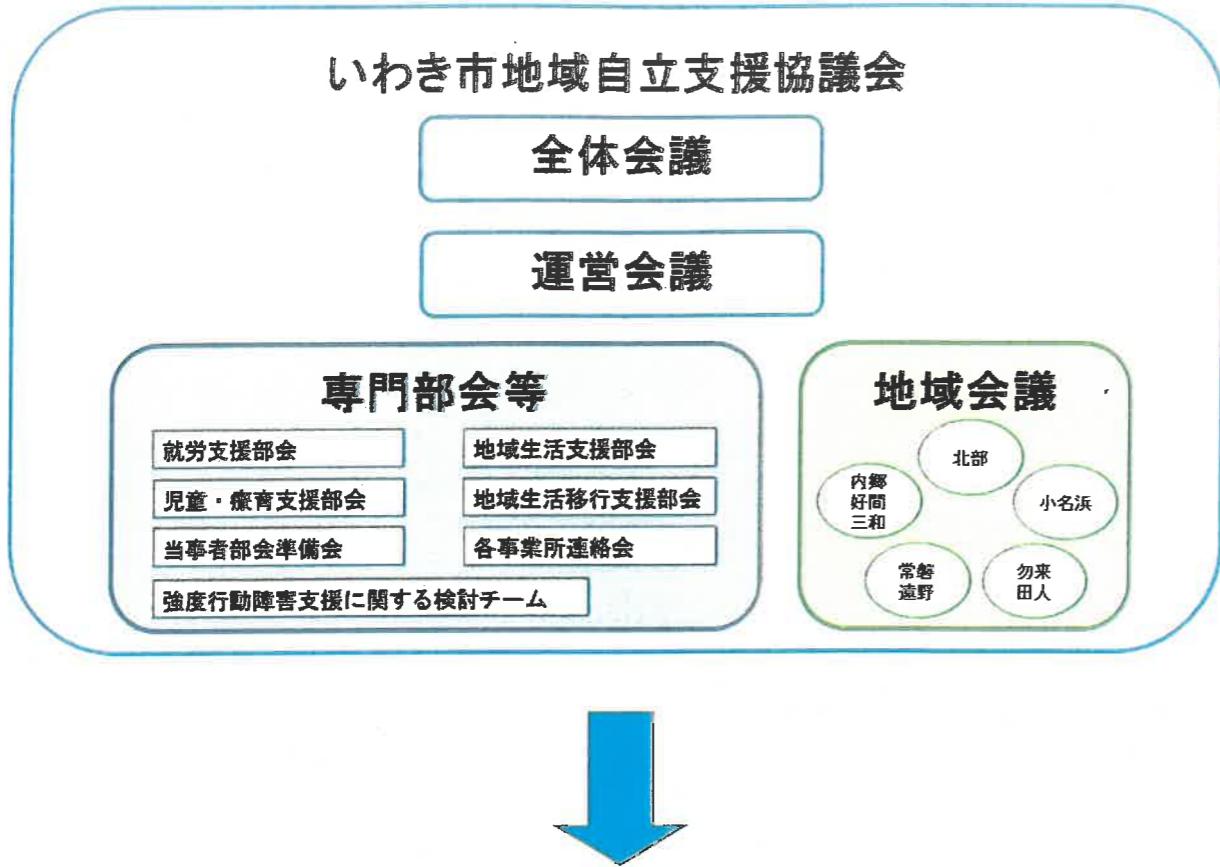
2 地域会議（個別ケア会議及び小地域ケア会議）の現状と課題について

- (1) 専門部会等の設置数及び相談件数の増に伴う基幹相談支援センター及びいわき障がい者相談支援センターの事務的負担の増により、地域会議の開催に支障が生じ、地域課題の把握が十分にできていない。
- (2) 地域課題を踏まえた地域の支援体制強化に向けた取り組みが十分に実施できていない。

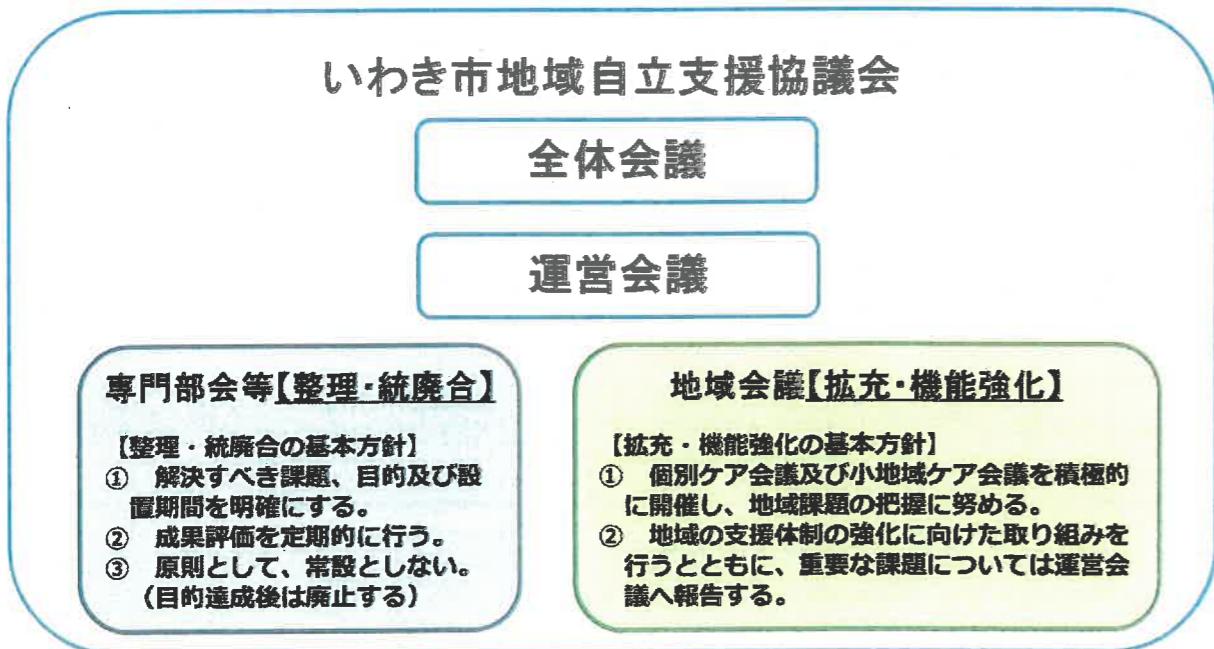
3 令和3年度以降の運営について（案）

- (1) 専門部会等について
 - ① これまでの成果等を評価・整理し、必要に応じて統廃合を行う。
 - ② 新規に設置する場合、解決すべき課題、目的及び設置期間を明確にする。
 - ③ 定期的に成果評価を行う。原則として、常設とせず目的達成後は廃止する。
 - ④ 各専門部会において設置を推進してきた事業所連絡会について、事業所における自主運営に向けた支援を行う。
- (2) 地域会議について
 - ① 積極的に会議を開催し、地域課題の把握及び地域の支援体制強化に向けた取り組みを充実させる。
 - ② 高齢分野における中地域ケア会議（各地区保健福祉センターにおいて開催）に参画し、高齢分野と障害分野の垣根を超えた支援体制の構築を検討する。

【現行】



【見直し（案）】



令和3年度自立支援協議会全体会について 概要（案）

いわき市地域自立支援協議会設置要綱第4条において、「構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。」とあります。

現在の構成委員の任期は令和2年度3月31日までとなっていることから、令和3年度の委員改選に向けて、自立支援協議会の構成委員の見直しについて検討するものです。

また、自立支援協議会の専門性の強化についても併せて検討するものです。

1 委員構成について

- (1) 委員構成については、要綱別表（第3条関係）にて、区分、団体等名を定めており、
委員の改選にあたっては従来通り、各団体等より委員の御推薦を頂きたいと思います。
- (2) 市内の障がい分野を取り巻く状況においては、事業所数や法人が増加してきていること、課題も重複化していることから、自立支援協議会においてはこれまで以上に様々な課題について活発な協議を実施していく必要性があります。このことから、障害者福祉施設等の各社会福祉法人（4法人）におかれましては、事業分野毎の課題提出や提案も含めた幅広い知見からの御意見を頂きたく、委員の御推薦をよろしくお願ひいたします。

2 専門性の強化について

- (1) 現在、いわゆる8050問題の様に、複合課題を抱える困難事例が支援現場において表面化しており、困難事例の検討や調整には、法律関係（弁護士会、司法書士会）や居住関係（賃貸住宅事業関係）など、幅広い専門的な立場からの支援が必要となることがあります。
- (2) このことから、次年度以降は、自立支援協議会が所掌する「困難事例等の検討・調整に關すること」（要綱第2条(1)）の機能強化のため、より幅広い分野の関係機関等について、必要に応じてスポット参加を促し、自立支援協議会の専門性の強化を図って参りたいと考えます。

（参考要綱）いわき市地域自立支援協議会設置要綱第6条の2

【会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる】

いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

2 会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会を設けることができる。

2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものほか、協議会の運営に関する必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	団体等名
学識経験者	大学等
	(内科医又は整形外科医)
	(精神科医)
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき市障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等